

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第五十一号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四百七号の六の次に次の二号を加える。

四百七の七 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十二条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第一号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第一号の二に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）	認定申請のとき
			イ 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この号及び次号において同じ。）の住戸の認定の場合 三万八千円（適合証（建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項（同法第五十五条第二項	

において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号及び次号において同じ。

( )が提出される場合にあつては、八千円

□ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他のイに掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。)又は複合建築物(共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号及び次号において同じ。)の住戸の認定の場合、次に掲げる住戸の数の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 額

一戸 三万八千円(適合証が提出される場合にあつては、八千円)

(2) 二戸以上五戸以内 七万四千円(適合証が提出される場合にあつては、一万三千円)

(3) 六戸以上十戸以内 十万二千円(適合証が提出される場合にあつては、二万円)

(4) 十一戸以上二十五戸以内 十四万三千円(適合証が提出される場合にあつては、三万円)

(5) 二十六戸以上五十戸以内 二十万三千円(適合証が提出される場合にあつては、四万九千円)

(6) 五十一戸以上百戸以内 二十九万円(適合証が提出される場合にあつては、八万五千元)

- 
- 
- 
- 
- (7) 百一戸以上二百戸以内 三十九万二千元（適合証が提出される場合にあっては、十三万三千元）
- (8) 二百一戸以上三百戸以内 五十一万三千元（適合証が提出される場合にあっては、十六万七千元）
- (9) 三百一戸以上六十万二千元（適合証が提出される場合にあっては、十七万八千元）
- 八 共同住宅等の建築物全体の認定の場合に定める額に次に掲げる共同住宅等の共用部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額
- (1) 三百平方メートル以内のもの 十一万五千元（適合証が提出される場合にあっては、一万三千元）
- (2) 三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十八万七千元（適合証が提出される場合にあっては、三万円）
- (3) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十八万九千元（適合証が提出される場合にあっては、八万五千元）
- (4) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十七万千元（適合証が提出される場合にあっては、十三万三千元）
- (5) 一万平方メートルを超え二万五千元
- 
-

平方メートル以内のもの 四十四万  
三千円（適合証が  
提出される場合に  
あつては、十六万  
七千円）

(6) 二万五千平方メ  
ートルを超えるも  
の 五十一万五千  
円（適合証が提出  
される場合にあつ  
ては、二十万八千  
円）

二 一戸建ての住宅、  
複合建築物又は非住  
宅建築物（住宅の部  
分を有しない建築物  
をいう。以下この号  
及び次号において同  
じ。）の建築物全体  
の認定の場合 イに  
定める額（複合建築  
物の場合は、八に定  
める額）に、次に掲  
げる住宅以外の用途  
に供する部分の面積  
の合計の区分に応じ、  
それぞれ次に定める  
額（外皮性能（外壁、  
窓等を通しての熱の  
損失の防止に関する  
基準をいう。以下こ  
の号において同じ。）  
の評価を要しない  
場合は、八に定める  
額）を加算した額。  
ただし、非住宅建築  
物の場合にあつては、  
次に掲げる面積の区  
分に応じ、それぞれ  
次に定める金額（外  
皮性能の評価を要し  
ない場合は、八に定  
める金額）

(1) 三百平方メー  
トル以内のもの 二  
十四万九千円（適  
合証が提出される  
場合にあつては、  
一万三千円）

(2) 三百平方メー  
トルを超え二千平方  
メートル以内のも  
の 三十九万五千  
円（適合証が提出  
される場合にあ  
つては、三万円）

	<p>四百七の八 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
	<p>低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請する者</p>
	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>
<p>(3) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 五十六万千円  (適合証が提出される場合)は、八万五千円  (4) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 六十八万八千円  (適合証が提出される場合)は、十三万三千円  (5) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 八十一万円  (適合証が提出される場合)は、十六万七千円  (6) 二万五千平方メートルを超え九十二万四千円  (適合証が提出される場合)は、二十万八千円</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請に併せて建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第一号に掲げる額)(当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第一号の二に掲げる手数料を加算した額)の手数を加算した額)</p> <p>イ 一戸建ての住宅の住戸の変更認定の場合 一万九千円(適合証が提出される場合)は、四千円</p> <p>ロ 共同住宅等又は複合建築物の住戸の変更認定の場合 共同</p>
	<p>変更認定申請のとき</p>

			<p>住宅等又は複合建築物の変更に係る住戸の数の合計の区分に応じ、前号の手数料の欄の口に掲げる金額の二分の一に相当する金額</p> <p>八 共同住宅等の建築物全体の変更認定の場合 共同住宅等の変更に係る住戸の数の合計の区分に応じ、前号の手数料の欄の口に掲げる金額の二分の一に相当する金額（住戸部分に変更がある場合に限る。）に、当該共同住宅等の変更に係る共用部分の面積の区分に応じ、同号の手数料の欄の八に掲げる金額の二分の一に相当する金額（共用部分に変更がある場合に限る。）を加えて得た額</p> <p>二 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物の建築物全体の変更認定の場合 イに定める額（複合建築物の場合は、八に定める額）に、当該建築物の変更に係る住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、前号の手数料の欄の二に掲げる金額の二分の一に相当する金額（住宅以外の用途に供する部分に変更がある場合に限る。）を加えて得た額。ただし、非住宅建築物の場合にあつては、同号の手数料の欄の二に掲げる金額の二分の一に相当する金額</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前					
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）					
事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期	事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
一～四百七の六略					一～四百七の六略				
四百七の七	低炭素建築物新築等計画の認定申請する者	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第一号に掲げる額）（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第一号の二に掲げる手数料を加算した額）の額）	認定申請のとき					
			イ 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この号及び次号において同じ。）の住戸の認定の場合 三万八千円（適合証（建築基準法第七十七條の二十一第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項に規定する登録住宅性能評価機関が低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促						

改正後

改正前

進に関する法律第五十四条第一項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）が提出される場合にあつては、八千円）

□ 共同住宅等）  
 共同住宅、長屋その他のイに掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）  
 ）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の住戸の認定の場合、次に掲げる住戸の数の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸 三万八千円（適合証が提出される場合にあつては、八千円）

(2) 二戸以上五戸以内 七万四千円（適合証が提出される場合にあつては、一万三千円）

(3) 六戸以上十戸以内 十万二千円（適合証が提出される場合にあつては、二万円）

(4) 十一戸以上二十五戸以内 十四万三千円（適合証が提出される場



改正後

改正前

合にあっては  
 三万円)  
 (5) 二十六戸以  
 上五十戸以内  
 二十万三千  
 円(適合証が  
 提出される場  
 合にあっては  
 四万九千円)  
 (6) 五十一戸以  
 上百戸以内  
 二十九万円)  
 適合証が提出  
 される場合に  
 あつては、八  
 万五千円)  
 (7) 百一戸以上  
 二百戸以内  
 三十九万二千  
 円(適合証が  
 提出される場  
 合にあっては  
 十三万三千円  
 )  
 (8) 二百一戸以  
 上三百戸以内  
 五十二万三  
 千円(適合証  
 が提出される  
 場合にあって  
 は、十六万七  
 千円)  
 (9) 三百一戸以  
 上六十万二  
 千円(適合証  
 が提出される  
 場合にあって  
 は、十七万八  
 千円)  
 八 共同住宅等の  
 建築物全体の認  
 定の場合 口に  
 定める額に次に  
 掲げる共同住宅  
 等の共用部分の  
 面積の合計の区  
 分に応じ、それ  
 ぞれ次に定める  
 額を加算した額  
 (1) 三百平方メ  
 ートル以内の  
 もの 十一万  
 五千円(適合  
 証が提出され  
 る場合にあつ  
 ては、一万三  
 千円)  
 (2) 三百平方メ  
 ートルを超え  
 二千平方メー

<p>トル以内のもの の十八万七 千円（適合証 が提出される 場合）あつて は、三万円）</p> <p>(3) 二千平方メ ートルを超え 五千平方メー トル以内のも の二十八万 九千円（適合 証が提出され る場合）あつ ては、八万五 千円）</p> <p>(4) 五千平方メ ートルを超え 一万平方メー トル以内のも の三十七万 千円（適合証 が提出される 場合）あつて は、十三万三 千円）</p> <p>(5) 一万平方メ ートルを超え 二万五千平方 メートル以内 のもの 四十 四万三千円（ 適合証が提出 される場合に あつては、十 六万七千円）</p> <p>(6) 二万五千平 方メートルを 超えるもの 五十一万五千 円（適合証が 提出される場 合）あつては 二十万八千円</p> <p>二 戸建ての住 宅、複合建築物 又は非住宅建築 物（住宅の部分 を有しない建築 物をいう。以下 この号及び次号 において同じ。 ）の建築物全体 の認定の場合 イに定める額） 複合建築物の場 合は、八に定め る額）に、次に 掲げる住宅以外</p>	<p>改 正 後</p>
<p>（空白欄）</p>	<p>改 正 前</p>

改正後

改正前

の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（外皮性能（外壁、窓等）を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。）の評価を要しない場合は、八に定める額を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつては、面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、八に定める額は、八に定める金額）

(1) 三百平方メートル以内のもの 二十四万九千円（適合証が提出される場合にあつては、一万三千円）

(2) 三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三十九万五千円（適合証が提出される場合にあつては、三万円）

(3) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 五十六万千円（適合証が提出される場合にあつては、八万五千円）

(4) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 六十八万八千円（適合証が提出される場合にあつては、八万五千円）

<p>四百七の八 都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第五十五 条第一項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の変更 の認定の申 請に対する 審査</p>		改
<p>申請する者</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請する者</p>	正
<p>申請手数料</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第一号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第一号の二に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額） イ 一戸建ての住宅の変更に認定の場合 一 万九千円（適合証が提出される場合にあつては四千円） ロ 共同住宅等又は複合建築物の住戸の変更に認定の場合 共同住宅等又は複合建築物の変更に係る住戸の数の合計の区分に応じ、前号の手数料の欄の口に掲げる</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p> <p>では、十三万三千円） (5) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 八十一万円（適合証が提出される場合にあつては、十六万七千円） (6) 二万五千平方メートルを超えるもの 九十二万四千円（適合証が提出される場合にあつては、二十万八千円）</p> <p>変更認定申請のとき</p>	後
		改 正 前

改正後

改正前

備考略 四百八～四百九十四略	
	金額の二分の一に相当する金額
	八 共同住宅等の建築物全体の變更認定の場合、共同住宅等の変更に係る住戸の数の合計の区分に応じ、前号の手数料の欄の口に掲げる金額の二分の一に相当する金額（住戸部分に変更がある場合に限る。）に、当該共同住宅等の変更に係る共用部分の面積の区分に応じ、同号の手数料の欄の八に掲げる金額の二分の一に相当する金額（共用部分に変更がある場合に限る。）を加えて得た額

備考略 四百八～四百九十四略	